

令和5年1月25日

## 第19回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第 19 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 5 年 1 月 25 日(水) 午後 2 時 00 分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による申請取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 5 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 蘭 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

2 番 松 木 茂 久

1 欠席委員

4 番 西 山 昭 二 20 番 川 畑 淳 一

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第19回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「7番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地法第5条の規定による申請取下げを議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番から3番について一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員 議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち所有権移転分の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから14ページまでの28件で、うち新規が24件、再設定が4件となっております。</p> <p>また、農地中間管理事業の利用権設定2件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。</p> <p>議案書の6ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>なお、14ページの総合計は59筆、68,537㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、58筆、67,776㎡となっております。</p> <p>今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、18番委員の退席を求めます。</p> <p>(18番委員の退席を確認)</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>

議長 議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。  
議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
(18番委員の復席を確認)  
次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番について、ご審議願います。  
これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、17番委員の退席を求めます。  
(17番委員の退席を確認)  
ご質疑、ご意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり。  
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。  
議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
(17番委員の復席を確認)  
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番について、ご審議願います。  
これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、33番委員の退席を求めます。  
(33番委員の退席を確認)  
ご質疑、ご意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり。  
議長 議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。  
議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。  
(33番委員の復席を確認)  
次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から8ページ7番につ

	<p>いて、ご審議願います。</p> <p>この5番から7番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行いましたので、担当委員による報告を求めます。</p>
11番委員	<p>5番から7番につきまして、1月10日に私と30番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。</p> <p>申請人は、大分県で旅館業に携わっていましたが、農家である父の影響を受け、自分でも農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。</p> <p>農機具等は父のものを借用し、栽培技術・機械の操作については、父から教わるため、問題はありません。</p> <p>作業に従事するのは、基本的に父と2人ですが、今後は妻も従事する予定です。</p> <p>栽培品目としては、スナップエンドウ、オクラを中心に、年間販売高300万円を目指しているとのことです。</p> <p>なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、担当委員の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち5番から7番について、ご審議願います。</p>
委員	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち利用権設定分の5番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の5番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の8番から14ページ28番までは、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
15番委員	<p>22番、23番、24番の20年間の使用貸借と28番の10年間の使用貸借の設定について、何か理由があれば教えてください。</p>
事務局	<p>22番、23番、24番については、ハウスを設置する計画があるこ</p>

とから設定年数を20年間としており、使用貸借の設定は、双方合意によるものです。

また、28番については、管理のみの契約で、貸人のご厚意により使用貸借となっています。

議長  
委員  
議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の8番から28番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の8番から28番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

1月11日の転用調査時に、私と21番、36番委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から8番まで、すべて売買による申請でございます。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

また、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから26ページに添付しておりますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号については、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。



委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の27ページをお開きください。

申請地は、                    から南東へ220m離れた農地で、東は畑、西と南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は宅地造成です。

審議資料の28ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ210m離れた農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人で、住宅ニーズの見込める申請地を、住宅用地として造成する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽

微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅及び資材置場と駐車場です。

審議資料の29ページをお開きください。

申請地は、                    から南西へ90m離れた農地で、東と西は5条許可地、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、水産加工品の販売業を営んでおり、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅の建築と資材置場及び駐車場を整備する計画です。

申請地の合計面積が641㎡で、一般住宅の転用許可基準面積の500㎡を超えておりますが、建築可能な面積は500㎡を下回っています。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は宅地造成です。

審議資料の30ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ50m離れた農地で、東は畑及び宅地、西と南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、不動産業を営む法人で、住宅ニーズの見込める申請地を取得し、3区画分の住宅用地として造成する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ70m離れた農地で、東と西は宅地、南は市道、西は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画ですが、既に造成に着手していたことから、始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ280m離れた農地で、西は市道、北は里道、北と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

議長

委員  
議長

委員

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の20ページをお開きください。  
議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。  
今月は、売渡申出が5件でございます。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の33ページから45ページに掲載しています。  
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは議案第4号について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。  
売渡・貸付から申し上げますので、議案書の20ページをお開きください。  
番号1は36番委員と17番委員。  
番号2と番号3は34番委員と15番委員。  
番号4は35番委員と16番委員。  
番号5は28番委員と9番委員。  
以上、事務局案として提案いたします。  
皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。  
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。  
(各委員了解あり)  
それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

事務局

次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は22ページから24ページになります。

今回の対象地域は、成川トンネル西側及び区営鰻温泉周辺になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、47筆28,646㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。  
ほかになければ、その他に入ります。  
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、その他についてご説明いたします。議案書の25ページを  
ご覧ください。  
その他（議案書25ページを参照して説明）  
1. 一時使用届出について  
2. 1月の行事報告  
3. 2月の行事予定等  
4. その他  
（1）農業次世代人材投資事業並びに新規就農者育成総合対策事業に  
おける就農状況調査に係る説明

議長ほかにございませつか。  
委員 「なし」の声あり。  
議長 ほかにないようですつので、本日の委員会に付議されました案件は全て  
終了いたしました。

事務局 これをもちまして、第19回指宿市農業委員会を閉会いたします。  
全員ご起立ください。  
一同礼。

(閉会午後2時50分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員6番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員7番委員 \_\_\_\_\_

